

平成25年10月29日 火曜日

福島県報号外第67号別冊

福島県人事行政の運営等の状況

平成25年10月

～ 目 次 ～

	頁
I 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員数の状況と主な増減理由	1
(2) 復旧・復興に向けた人員の確保	1
(3) 職員の採用及び退職の状況	2
2 職員の給与の状況	
(1) 総括	2
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	3
(4) 職員の手当の状況	4
(5) 特別職の報酬等の状況	7
(6) 公営企業職員の状況	
ア 工業用水道事業（企業局）	7
イ 地域開発事業（企業局）	9
ウ 病院事業（病院局）	10
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間の状況	13
(2) 職員の年次有給休暇の使用状況	13
(3) 病気休暇及び特別休暇の状況	13
(4) 育児休業等の利用状況	14
(5) 介護休暇の取得状況	14
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	15
(2) 懲戒処分の状況	16
5 職員のサービスの状況	17
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の実施状況	18
(2) 勤務成績の評定の状況	20
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 職員の福利厚生の実施状況	21
(2) 公務災害等の状況	23
(3) 職員の利益の保護の状況	23
8 その他知事が必要と認める事項	
(1) 公益通報の状況	24
(2) 職員に対する働き掛けに関する対応状況	24
II 福島県人事委員会の業務報告（平成24年度）	
1 職員の競争試験及び選考の状況	25
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	28
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	28
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	28
5 人事行政相談の状況	29
6 その他	29

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機関名	職員数				対前年度増減数 (前年同月比較)	主な増減理由
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
知事部局	5,308 (166)	5,325 (209)	5,240 (241)	5,381 (271)	141 (30)	震災対応のための増員
企業局	41 (4)	40 (2)	42 (2)	41 (0)	△ 1 (△ 2)	
病院局	735 (20)	704 (22)	674 (23)	616 (11)	△ 58 (△ 12)	県立喜多方病院の廃止、新採用職員の減
議会事務局	36 (0)	36 (0)	36 (1)	36 (1)	0 (0)	
教育委員会	17,488 (22)	17,505 (25)	16,963 (36)	16,773 (37)	△ 190 (1)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,690 (13)	3,577 (30)	4,059 (34)	3,981 (38)	△ 78 (4)	震災等対応特別出向者の減
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	24 (0)	23 (0)	23 (1)	24 (1)	1 (0)	
人事委員会事務局	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	0 (0)	
労働委員会事務局	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会事務局	6 (0)	5 (0)	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合計	27,356 (225)	27,243 (288)	27,071 (338)	26,886 (359)	△ 185 (21)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、()内は再任用短時間勤務職員※で外書です。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法（以下「法」という。）第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。）に採用された職員

(2) 復旧・復興に向けた人員の確保

知事部局では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧及び復興事業を着実に推進するため、暫定的に職員の定数を増員し、任期付職員の採用や地方自治法に基づく都道府県等からの職員派遣の要請などにより、必要な人員の確保を図っています。

(7) 条例定数の状況

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月改正
条例定数	5,862	5,512	5,812

※改正後の条例定数は、復旧及び復興の状況を勘案し、施行後5年以内に検討することとしています。

(4) 任期付職員数（各年4月1日現在）

	H23年度	H24年度	H25年度
任期付職員数	—	106	215

※任期付職員数は、上記(1)の職員数の内数です。

(7) 都道府県等からの派遣職員数

	H23年度	H24年度	H25年度
派遣職員数	150	221	203

※H23年度及びH24年度は、年間の派遣決定数を計上。

※H25年度は、4月1日現在の派遣決定数を計上。

(3) 職員の採用及び退職の状況

平成24年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。(単位：人)

職種	平成22年度		平成23年度		平成24年度			
	採用	退職	採用	退職	採用	退職		
						定年	勸奨	その他
一般行政職	189 (137)	210 (22)	189 (219)	423 (57)	364 (242)	196 (0)	57 (0)	100 (54)
医療職	48 (24)	63 (7)	30 (25)	98 (10)	36 (27)	28 (0)	30 (0)	31 (12)
技能労務職	0 (26)	19 (4)	0 (38)	15 (10)	0 (37)	22 (0)	3 (0)	0 (18)
教育職	307 (35)	316 (5)	306 (28)	462 (0)	62 (27)	254 (0)	107 (0)	107 (15)
公安職	181 (15)	170 (6)	507 (23)	157 (14)	205 (18)	85 (0)	15 (0)	307 (19)
合計	725 (237)	778 (44)	1,032 (333)	1,155 (91)	667 (351)	585 (0)	212 (0)	545 (118)

- (注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。
 2 平成23年度の定年には、震災対応のため平成22年度に定年退職せず、勤務延長した職員を含みます。
 3 () 内は再任用職員であり、外書です。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算見込み)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
	人	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成24年度	1,980,259	1,577,312,040	5,951,968	264,167,191	16.7
平成23年度	1,991,865	2,231,214,824	5,986,441	275,881,976	12.4
平成22年度	1,897,429	826,405,687	697,090	256,522,095	31.0

(注) 平成22年度の住民基本台帳人口については、東日本大震災の影響により、一部市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)を除いています。

イ 職員給与費の状況(普通会計決算見込み)

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料 千円	職員手当 千円	期末手当・勤勉手当 千円	計 千円 (B)	
平成24年度	29,087	125,979,889	22,139,167	44,821,641	192,940,697	6,633
平成23年度	29,276	126,975,243	22,883,732	45,283,380	195,142,355	6,666
平成22年度	29,410	124,893,596	22,880,571	44,323,043	192,097,210	6,532

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
 2 職員数は、特別職を除いた普通会計職員数であり年度中の増減を平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(各年度4月1日現在)

	一般行政職		技能労務職		高等学校教育職		小・中学校教育職		公安職	
	H24.4.1 歳月 43.7	H25.4.1 歳月 43.2	H24.4.1 歳月 52.7	H25.4.1 歳月 53.0	H24.4.1 歳月 43.8	H25.4.1 歳月 44.0	H24.4.1 歳月 46.4	H25.4.1 歳月 47.0	H24.4.1 歳月 38.6	H25.4.1 歳月 38.6
平均給料 月額	円 345,500	円 338,300	円 375,500	円 376,700	円 394,100	円 395,500	円 404,000	円 406,100	円 324,600	円 324,000
平均給与 月額	円 426,067	円 419,966	円 420,745	円 420,630	円 437,352	円 440,058	円 443,970	円 446,243	円 438,399	円 432,070

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
 3 平成23年4月1日から平成25年6月30日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額の5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っていました。
 なお、平成25年7月1日から平成26年1月31日までの間、職位に応じて、給料月額の4.77%~9.77%、給料の特別調整額の10%の減額措置を行っています。

イ 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	181,800円	193,400円
	高校卒	146,900円	157,000円
技能労務職	高校卒	144,500円	153,900円
	中学卒	136,100円	144,300円
高等学校教育職	大学卒	203,100円	215,900円
	高校卒	157,500円	171,100円
小・中学校教育職	大学卒	203,100円	215,800円
	高校卒	157,500円	171,100円
公安職	大学卒	208,000円	227,300円
	高校卒	167,500円	188,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,900円	330,100円	366,700円
	高校卒	214,900円	262,600円	324,100円
技能労務職	高校卒	在職者なし	在職者なし	302,500円
	中学卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
高等学校教育職	大学卒	311,000円	368,600円	409,800円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	312,200円
小・中学校教育職	大学卒	314,100円	368,600円	404,600円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
公安職	大学卒	292,100円	349,100円	391,100円
	高校卒	255,500円	299,800円	346,000円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（各年4月1日現在）			構成比
		H23	H24	H25	H25
		人	人	人	%
1級	主事、技師	429	513	767	12.4
2級	主事、技師	349	359	354	5.7
3級	主査、副主査	1,072	987	953	15.4
4級	主任主査、主査	2,082	2,228	2,307	37.2
5級	副課長、主任主査	909	793	756	12.2
6級	本庁課長、主幹	993	878	822	13.3
7級	本庁次長、本庁課長	168	153	148	2.4
8級	本庁次長	48	52	56	0.9
9級	本庁部長	28	32	32	0.5
10級	本庁部長	2	2	2	0.0
計		6,080	5,997	6,197	100.0

(注) 1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 一般行政職の標準を超える昇給の状況

勤務成績が特に優秀である場合等に、上位の号給に昇給させることができるものです。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
職員数 (A)	人 6,095	人 6,080	人 5,997
実施職員数 (B)	人 662	人 674	人 631
比率 (B/A)	% 10.9	% 11.1	% 10.5

(注) 職員数は、各年度4月1日現在の一般行政職員数です。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

年間3.90月分が2回に分けて支給されます。

1人当たり平均支給額	福島県	国
支給額（平成24年度）	1,638千円	-
支給割合	福島県	国
期末手当（平成24年度）	2.55月分	2.60月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.45月分)
勤勉手当（平成24年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	福島県	国
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	10～25%

（注）加算措置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	福島県	国
自己都合（平成24年度）	5,591千円	-
勸奨・定年（平成24年度）	27,790千円	-
支給率	福島県	国
自己都合	勤続20年	23.03月分
	勤続25年	32.83月分
	勤続35年	46.55月分
	最高限度額	55.86月分
勸奨・定年	勤続20年	28.7875月分
	勤続25年	38.955月分
	勤続35年	55.86月分
	最高限度額	55.86月分
その他の加算措置	福島県	国
定年前早期退職特例措置	2～20%	2～20%

ウ 地域手当（平成25年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員及び採用が困難な医師に対して支給されます。

支給実績（平成24年度普通会計決算見込み）	139,845千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	401,853円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	25人	18%
大阪府大阪市	15%	5人	15%
茨城県つくば市	12%	2人	12%
愛知県名古屋市	12%	3人	12%
茨城県水戸市	10%	1人	10%
北海道札幌市	3%	4人	3%
宮城県仙台市	6%	4人	6%
埼玉県加須市	6%	5人	6%
宮城県多賀城市	3%	1人	3%
栃木県大田原市	3%	1人	3%
栃木県小山市	3%	1人	3%
群馬県前橋市	3%	1人	3%
静岡県三島市	3%	1人	3%
医師	15%	32人	15%

注：上記のほか、他の都道府県の警察官であった者が平成23年12月28日（適用日）以後に、福島県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては、適用日の前日に在籍していた支給対象地域に係る支給率等により支給しています。

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

支給実績（平成24年度普通会計決算見込み）	1,863,055千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	180,005円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	38.9%
手当の種類（手当数）	29

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円 (潜水作業は1時間につき310円～1,500円)
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局等に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円 (爆発物処理作業は1回につき4,600円)
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1時間当たり1,900円～5,100円 ※危険を伴う場合など業務内容に応じた加算あり

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	日額240円～1,740円 月額4,000円（専ら従事）
死体処理手当	警察本部（検視等）の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	日額1,100円～2,200円（死体収容、搬送等） ※死体の数、状況に応じた加算あり（上限4,400円） 1体3,200円（検視、解剖補助） ※死体の状況に応じた加算あり（上限6,400円）
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又はハイテクプラザに勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円 （給料の調整額の支給をうけない職員の場合1,340円）
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円 ※危険を伴う場合など作業内容に応じた加算あり（上限1,680円） （福島第一原発敷地内、帰還困難区域内等での作業の場合、日額650円～40,000円）
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 （勤務時間外に行われた場合975円）
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,200円～12,800円
教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局（県税部）等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに関する機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円 月額20,000円（専ら従事）
技術者養成指導手当	テクノアカデミー等の職員又は右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円（訓練指導） 給料月額×10/100等（授業担当）
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船等に乗組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円 （機関室作業の場合780円）
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う生活指導、相談、調査等の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円（生活保護関連対象職に専ら従事）
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり230円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局（県税部）に勤務する職員等	地方税法の規定に基づく犯則事件の捜査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円 （夜間の場合420円～690円）
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定作業に従事した場合	日額310円 （現場での作業の場合560円）
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する医師等	専ら診療に従事した場合等	日額410円 月額20,000円～50,000円（専ら従事）
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円（専ら従事）
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間 1,200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円～350円

オ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（平成24年度普通会計決算見込み）	5,363,582千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	687,815円
支給実績（平成23年度普通会計決算）	7,505,594千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	932,256円

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成24年度普通会計決算見込み）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （同左）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（支給額） 配偶者13,000円等	同じ	-	3,191,761千円	233,367円
住居手当	借家等に居住している職員（月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る）（支給額） 借家等：上限27,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	1,882,564千円	318,377円
初任給調整手当	医療職給料表（一）の適用を受ける職員等で採用困難と認められる職等に一定期間支給（支給額） 勤務地及び支給年次に応じた額等	一部異なる	人材確保等のため医師に対して当分の間50,000円を加算した額を支給	100,725千円	1,549,615円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給（支給額） 交通機関利用：6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額（上限47,700円）	一部異なる	運賃等相当額が61,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,026,329千円	139,320円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給（支給額） 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について300kmまでを交通距離50kmごとに区分	420,144千円	348,378円
管理職手当 （給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給（支給額） 職務の級及び職の区分に応じた額（定額）	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	1,790,811千円	630,567円
特勤勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給（支給額） 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	-	386,343千円	479,333円
定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給（支給額） 月額8,000円～24,000円			33,545千円	236,232円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			157,036千円	283,458円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 8,000円以内で職務の級及び号給に応じた額			1,181,693千円	75,243円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額額の8/100の額			66,555千円	355,909円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	一部異なる	一般職員の手当額5,300円	65,111千円	145,337円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給率に応じて定める額)	同じ	-	66,606千円	489,750円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	-	414,746千円	152,986円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	-	966,051千円	390,323円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	-	549,399千円	68,180円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	知事 1,056,000円
	副知事 875,500円
議員報酬	議長 909,000円
	副議長 810,000円
	議員 747,000円
期末手当	知事 (平成24年度支給割合) 2.90月分
	副知事 (平成24年度支給割合) 2.90月分
	議長 (平成24年度支給割合) 2.90月分
	副議長 (平成24年度支給割合) 2.90月分
	議員 (平成24年度支給割合) 2.90月分
退職手当	知事 算定方式: 給料月額×在職月数×支給率(65/100)、支給時期: 任期毎
	副知事 算定方式: 給料月額×在職月数×支給率(65/100)、支給時期: 任期毎

(注) 知事・副知事の給料については、「知事等の給与の特例に関する条例」に基づき、それぞれ20%、15%、議長・副議長・議員の議員報酬については、「福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき10%減額された後の額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業(企業局)

(ア)職員給与費の状況(平成24年度は決算見込み、平成23～22年度は決算額)

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成24年度	2,681,171	△ 316,999	279,101	10.4
平成23年度	2,328,585	263,934	292,245	12.6
平成22年度	2,313,672	260,615	286,668	12.4

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料 千円	職員手当 千円	期末手当・勤勉手当 千円	計 千円 (B)	
平成24年度	32	144,491	28,463	55,067	228,021	7,126
平成23年度	32	143,601	37,907	56,320	237,828	7,432
平成22年度	33	148,384	26,740	56,276	231,400	7,012

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳 月	円	円
平成24年度	52.1	390,083	593,805
平成23年度	50.8	390,359	619,344
平成22年度	51.4	371,613	556,250

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額	工業用水道事業	普通会計
支給額 (平成24年度)	1,721千円	1,638千円
支給割合	工業用水道事業	普通会計
期末手当 (平成24年度)	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤勉手当 (平成24年度)	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	工業用水道事業	普通会計
役職加算	5~20%	5~20%
管理職加算	15~25%	15~25%

(注) 加算処置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当 (平成25年4月1日現在)

1人当たり平均支給額	工業用水道事業	普通会計
自己都合 (平成24年度)	0千円	5,591千円
勸奨・定年 (平成24年度)	25,858千円	27,790千円
支給率	工業用水道事業	普通会計
自己都合 勤続20年	23.03月分	23.03月分
勤続25年	32.83月分	32.83月分
勤続35年	46.55月分	46.55月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分
勸奨・定年 勤続20年	28.7875月分	28.7875月分
勤続25年	38.955月分	38.955月分
勤続35年	55.86月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	工業用水道事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	2%~20%	2%~20%

(注) 平成24年度における退職者はいません。

c 地域手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績 (平成24年度決算見込み)	0千円
支給職員1人当たり平均支給額 (同上)	0千円

(注) 平成24年度における支給対象者はいません。

d 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績 (平成24年度決算見込み)	47千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (同上)	4,675円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)	31.3%
手当の種類 (手当数)	3

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円~610円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円~730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現場において事業に必要な土地の取得等にかかる交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外 50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績 (平成24年度決算見込み)	7,541千円
職員1人当たり平均支給年額 (同上)	327,828円
支給実績 (平成23年度決算)	15,464千円
職員1人当たり平均支給年額 (同上)	672,351円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
扶養手当	知事部局に同じ			5,301千円	240,954円
住居手当	知事部局に同じ			2,837千円	315,200円
通勤手当	知事部局に同じ			4,735千円	175,365円
単身赴任手当	知事部局に同じ			1,098千円	366,000円
管理職手当	知事部局に同じ			6,905千円	767,218円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

イ 地域開発事業（企業局）

(ア) 職員給与費の状況（平成24年度は決算見込み、平成23～22年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成24年度	925,598	△ 664,073	85,197	9.2
平成23年度	477,967	△ 414,100	89,338	18.7
平成22年度	1,003,137	△ 527,355	63,829	6.4

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤労手当	計	
		千円	千円	千円	千円 (B)	
平成24年度	10	42,424	12,214	15,435	70,073	7,007
平成23年度	11	42,932	14,509	16,356	73,797	6,709
平成22年度	9	31,619	9,340	11,226	52,185	5,798

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳月	円	円
平成24年度	41.7	339,648	547,445
平成23年度	41.8	340,573	572,069
平成22年度	40.1	331,444	527,121

(注) 平均月収額には、期末手当・勤労手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤労手当

1人当たり平均支給額	地域開発事業	普通会計
支給額（平成24年度）	1,544千円	1,638千円
支給割合	地域開発事業	普通会計
期末手当（平成24年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤労手当（平成24年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	地域開発事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算処置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成25年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	地域開発事業	普通会計
自己都合（平成24年度）	0千円	5,591千円
勸奨・定年（平成24年度）	0千円	27,790千円
支給率	地域開発事業	普通会計
自己都合		
勤続20年	-	23.03月分
勤続25年	-	32.83月分
勤続35年	-	46.55月分
最高限度額	-	55.86月分
勸奨・定年		
勤続20年	-	28.79月分
勤続25年	-	38.96月分
勤続35年	-	55.86月分
最高限度額	-	55.86月分
その他の加算措置	地域開発事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	-	2%～20%

(注) 平成24年度における退職者はいません。

c 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算見込み）	0千円
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	0千円

（注）平成24年度における支給対象者はいません。

d 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算見込み）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	0千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	0%		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現場において事業に必要な土地の取得等にかかる交渉等に從事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

（注）平成24年度における支給対象者はいません。

e 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算見込み）	4,351千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	543,830円
支給実績（平成23年度決算）	7,561千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	945,149円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成24年度普通会計決算見込み）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			1,051千円	210,200円
住居手当	知事部局に同じ			648千円	324,000円
通勤手当	知事部局に同じ			3,960千円	440,055円
管理職手当	知事部局に同じ			2,198千円	732,540円
管理職特別勤務手当	知事部局に同じ			6千円	6,000円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

ウ 病院事業（病院局）

（ア）職員給与費の状況（平成24年度は決算見込み、平成23～22年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成24年度	12,722,000	△ 975,774	7,468,432	58.7
平成23年度	12,492,837	△ 946,339	7,303,694	58.5
平成22年度	13,097,675	1,478,864	7,703,192	58.8

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤勉手当	計	
		千円	千円	千円	千円 (B)	
平成24年度	683	2,801,817	1,007,502	1,020,505	4,829,824	7,071
平成23年度	717	2,913,799	1,019,557	1,072,035	5,005,391	6,981
平成22年度	758	3,034,258	1,169,783	1,108,175	5,312,216	7,008

（注）1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

（イ）職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
		歳月	円	円
医師	平成24年度	45.1	569,785	1,551,544
	平成23年度	45.3	553,361	1,494,099
	平成22年度	43.5	530,755	1,386,991
看護師	平成24年度	44.3	341,467	531,203
	平成23年度	43.7	335,401	517,438
	平成22年度	42.6	332,160	519,181
事務職	平成24年度	46.7	337,672	546,490
	平成23年度	44.2	344,579	553,978
	平成22年度	41.3	329,394	523,780

（注）平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額	病院事業	普通会計
支給額（平成24年度）	1,494千円	1,638千円
支給割合	病院事業	普通会計
期末手当（平成24年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤勉手当（平成24年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	病院事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算処置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成25年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	病院事業	普通会計
自己都合（平成24年度）	30,402千円	5,591千円
勸奨・定年（平成24年度）	1,223,817千円	27,790千円
支給率	病院事業	普通会計
自己都合 勤続20年	23.03月分	23.03月分
勤続25年	32.83月分	32.83月分
勤続35年	46.55月分	46.55月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分
勸奨・定年 勤続20年	28.7875月分	28.7875月分
勤続25年	38.955月分	38.955月分
勤続35年	55.86月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	病院事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	2%～20%	2%～20%

c 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算見込み）	37,185千円		
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	1,770,714円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	21人	0%

d 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算見込み）	141,252千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	240,633円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	85.90%
手当の種類（手当数）	10

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した医師又は看護師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボーラー技士等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において、一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～165,000円
災害応急作業等手当	病院事業職員	東日本大震災に対処するため一定の区域内で行われる作業に従事した場合	日額660円～40,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算見込み）	312,547千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	457,609円
支給実績（平成23年度決算）	271,763千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	379,028円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みません。

f その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成24年度決算見込み）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			66,158千円	196,898円
住居手当	知事部局に同じ			30,584千円	268,277円
通勤手当	知事部局に同じ			68,375千円	134,069円
単身赴任手当	知事部局に同じ			5,622千円	330,706円
管理職手当	知事部局に同じ			23,570千円	693,246円
特勤勤務手当	知事部局に同じ			2,179千円	181,590円
宿日直手当	知事部局に同じ			36,644千円	747,841円
夜勤手当	知事部局に同じ			55,462千円	185,491円
休日給	知事部局に同じ			87,412千円	272,311円
寒冷地手当	知事部局に同じ			38,344千円	66,454円
初任給調整手当	知事部局に同じ			189,109千円	450,260円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成25年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）、1週間について38時間45分です。

また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に人事委員会規則で定める日数）付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができますことになっています。

平成24年の1人当たりの平均使用日数（対象：知事部局職員（非現業の一般職員））は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
9.4日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定められている有給休暇です。

平成25年4月1日現在、同規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内、産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 妊娠障害休暇	14日以内
5 妊産婦検診休暇	必要と認められる期間
6 通勤緩和休暇	1日1時間以内
7 育児休暇	1日2回各45分以内
8 子育て休暇	7日以内(子2人以上の場合10日以内)
9 短期介護休暇	5日以内(要介護者2人以上の場合10日以内)
10 生理休暇	その都度2日以内
11 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
12 結婚休暇	7日以内
13 配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日
14 夏季休暇	5日以内
15 ボランティア休暇	5日以内
16 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
17 リフレッシュ休暇	勤続20年に達する場合2日以内 永年勤続表彰を受けた場合3日以内
18 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
19 裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 地震、水害、火災その他の災害による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
22 地震、水害、火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
23 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
24 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の退勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 育児休業等の利用状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるものです。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できることとしています。

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができるものです。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給料月額や職務関連の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

平成24年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者 数	平成24年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業 等対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	
男性職員	6	1	0	505	3	0	0
	1	0	0				
女性職員	308	48	9	305	302	0	0
	433	12	10				
計	314	49	9	810	305	0	0
	434	12	10				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は平成24年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段は育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成23年度以前から24年度にかけて引き続けている者の数です。

2 表左側の「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段の平成24年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者の数には「平成24年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」と「平成23年度以前に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得可能となったが、平成24年度に新規に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」の両方が含まれるので、表右側の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありません。

(5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっています。

平成24年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	12
女性職員	22
計	34

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成24年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	214	0	214
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (地方公務員法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (地方公務員法第28条第2項第2号)	0	0	1	0	1
条例に定める事由による場合 (地方公務員法第27条第2項)	0	0	1	0	1
合 計	0	0	216	0	216
地方公務員法第28条第4項により失職した者					1

(注) 1 対象職員は、一般職に属する全ての職員です。

2 分限処分者数

(1) 条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

(2) 平成24年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

(3) 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、地方公務員法第16条の欠格条項に該当した者を分限処分に付された者とみなしています。

(4) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成24年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (地方公務員法第29条第1項第1号)	4	18	1	4	27
職務上の義務違反又は怠慢 (地方公務員法第29条第1項第2号)	1	1	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (地方公務員法第29条第1項第3号)	5	2	2	4	13
合 計	10	21	3	8	42

イ 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	4	2	1	4	11
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	2	1	2	1	6
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	4	18	0	3	25
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	10	21	3	8	42

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日頃から職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成24年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知 事	<p>職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。</p> <p>なお、平成19年度から、各所属に「コンプライアンス委員会」を設置し、職員の法令遵守等の意識高揚に努めている。</p>	<p>文書による通知 各所属におけるコンプライアンス委員会の開催等</p>
福島県公営企業管理者	<p>職員のサービス規律の厳正な保持に係る総務部長通知に基づき、局内及び出先機関の職員に対して徹底を図った。</p>	<p>コンプライアンス委員会の開催</p>
病院事業管理者	<p>○選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知 ○7月、12月、3月期において事故防止、サービス規律保持の通知 ○職員にサービス規律違反が発生した場合は、随時規律保持徹底の通知 ○各所属に対し福島県倫理条例に基づいて、贈与の有無に関わらず四半期ごとに報告を義務づけている。</p>	<p>文書による通知、各所属内の会合、回覧等</p>
教育委員会	<p>○平成24年5月下旬から6月上旬にかけて、市町村立小・中・特別支援学校及び県立学校等の教頭等を対象として、学校事故防止対策協議会を県内7地区で開催し、不祥事根絶に向けた意識改革を行った。</p> <p>○平成24年6月に教育センター研修として「校長のためのマネジメント研修」（2日間）及び、9月に「教頭のためのマネジメント研修」（1日間）を実施し、危機管理に対する対応等の管理職としての意識向上を図った。</p> <p>○平成24年8月、教育長等が教育課程説明会（県内5箇所で開催）に出席し、教育庁幹部によるサービス倫理意識向上に係る講話を実施した。</p> <p>○平成24年9月、職員のサービス規律の意識の向上と風通しの良い職場作りについて、教育長名で「教職員の皆さんへ」を作成し各学校等に通知した。</p> <p>○職員課及び各人事主管課から不祥事の根絶に向けての通知を行った。</p> <p>○平成25年3月に過去の事案分析等を含む「飲酒運転・わいせつ行為・体罰を根絶するために」を作成し、県立学校及び市町村立学校に通知した。</p>	<p>教育長等が、サービス規律の遵守について教頭等に対して直接講話し、管理職の意識改革を促すとともに、教職員の意識改革に向けた取組を働き掛けた。</p> <p>「組織マネジメント」「非常時の対応」「危機管理」に対する対応や知識の習得を図り、サービス監督権者と連携して具体的に校内で不祥事対策を行うための取組を周知徹底した。</p> <p>各学校の教員に対して、サービス規律の遵守や不祥事防止の捉え方及び県民の期待に応える教職員の在り方について直接働き掛けた。</p> <p>一人一人が教育公務員としての自覚と自戒を持ち、高い倫理観と自律心を堅持するよう、また、不祥事を個々の資質の問題とするだけでなく、教育界全体の問題として、各学校が組織的な取組によってその根絶を期すよう指示した。</p> <p>サービス規律の遵守について各所属長と各学校のサービス倫理委員会に周知徹底を図った。</p> <p>各学校等において、サービス倫理委員会等で過去の教職員による不祥事に係る処分事案の分析等を踏まえ、具体的かつ実効のある取組に努めるよう指示した。</p>
警察本部長	<p>警察職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼に応えられるよう高い倫理観の涵養と適切な職務執行の徹底を図った。</p>	<p>文書による通知、機会教養、各種会議</p>

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職層や経験年数に応じて行う基本研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等、各種研修を実施しています。

ア 一般行政職等

研修区分	研修名	受講者数 (人)						合計	
		知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他		
基本研修	新採用職員	296	0	29	28	0(13)	6	359	()は警察大学校、管区警察学校及び県警察学校での研修 (研修区分 初任科)
	基礎力アップ研修	69	0	28	12	16	0	125	
	応用力アップ研修	75	0	12	16	12	1	116	
	実行力アップ研修	186	3	12	19	0(15)	5	225	(研修区分 主任任用科)
	総合力アップ研修	133	0	15	35	0	1	184	
	新任係長研修	154	1	13	4	0(45)	1	173	(研修区分 係長、課長補佐任用科)
	新任管理者研修	94	2	1	21	0	1	119	
	新任課長研修	64	2	1	0	0	2	69	
	新任管理者特別研修	88	2	0	21	0	1	112	
	任期付職員研修	200	2	0	15	0	0	217	
計	1,359	12	111	171	28(73)	18	1,699		
個別選択研修	基礎能力・業務遂行能力開発	5	0	9	0	0(58)	0	14(58)	(研修区分 専科)
	政策形成能力開発	1	0	0	0	0	0	1	
	協働・対人能力開発	0	0	1	0	0	0	1	
	マネジメント能力養成	0	0	0	0	0	0	0	
	指導者養成	20	1	1	2	0	2	26	
	行政経営セミナー	82	0	0	5	0	1	88	
	計	108	1	11	7	0(58)	3	130(58)	
派遣研修	7	0	0	0	0	0	7		
合計	1,474	13	122	178	28(131)	21	1,836(58)	()は外数	

イ 教育職

研修区分	概要		受講者数 (人)
	研修名		
	指導主事及び管理主事研修	福島県教育委員会の職務権限と任命権の行使、及び勤務とサービスの実例や、学校事故に対する処置及び懲戒分限措置の実例について研修を行う。	56
基本研修	初任者研修	現職研修の第一段階として、新任の教員に対し実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるため、初任者研修を採用の日から一年間にわたり実施する。	73 (幼26、 県立46、 栄1)
	経験者研修Ⅰ	初任者研修に引き続き、5年程度の教職経験者等に対して行うもので、5年程度の経験を基盤に、教科指導や生徒指導等の力量の向上を図るとともに、社会の変化に対応した教育課題等について実践的な研修を進める。	169 (小40、 中36、 県立54、 養31 栄8)
	経験者研修Ⅱ	教職経験10年程度の教員は、校外内において学校教育活動の実践的な場で中核的立場を占める位置にあり、さらに、それまでの実績に裏打ちされた新たな視点、力量の向上、指導法の工夫改善が必要となる時期でもある。 そのため、10年程度の教職経験者等に対し、教科指導や生徒指導等、職責遂行上必要な専門的知識・技能等の資質・能力の向上を図るとともに、教科経営、学級・学年経営、校務分掌のリーダーとしての力量の向上を図る。	200 (幼17、 小53、 中36、 県立75、 養15、 栄4)
	経験者研修Ⅲ	初任者研修、経験者研修Ⅰ・Ⅱの内容を踏まえ、経験20年程度の実績等に留意し、教員個々の専門的知識・能力の深化や伸長を図るとともに、学級・学年経営等、全校的視野での教育活動の推進的立場として、広い視野に立った教育実践について力量の向上を図るため、各種の研修会等を経験者研修Ⅲとして位置づけて行う。	134 (小22、 中14、 県立74、 養24)

ウ 公安職

研修区分	概要		受講者数(人)
	研修名		
採用時教養	初任科・初任補修科	新たに採用された警察官を対象に、職責の自覚と使命感を培い、地域警察活動に必要な基礎的知識・技能の習得及び体力・気力の錬成を図る。	323
任用科	県警察学校	警部、警部補及び巡査部長に昇任し又は昇任が予定されている警察官に対し、必要な知識・技能の補完を図る。 また、各部門に新たに任用する警察官に対し、職責の自覚と専務員としての基礎的知識・技能の習得を図る。	107
	管区警察学校		204
	警察大学校		28
専科等	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識・技能の習得を図る。	666
	管区警察学校		76
	警察大学校		83

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等（病院局含む）

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員的能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要なる人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none">・ 非常勤又は臨時的任用職員・ 教育職、医療職（一）、技能労務職給料表の適用を受ける職員・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	① 評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 ② 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不相当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	平成24年8月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって事務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員的能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

イ 教育委員会（県立学校・市町村立学校）

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員の適正、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外の全ての県立学校の教員及び市町村立学校の教職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none">・ 6月以内の期間を定めて任用されている職員・ 非常勤の職員・ 指導主事に充てられた教員等
評定者等	評定者は、校長については教育長（市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長）とし、校長以外については、当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として平成24年9月1日を基準日として前1年間について評定しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置や研修等の基礎資料として活用しました。

ウ 警察本部

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none">・ 地方警務官・ 県本部の部長・ 臨時的任用職員・ 非常勤嘱託職員のうち教育主事及び警察医
評定者等	評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評定期間は、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施しました。（非常勤嘱託員は、4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までの2回とし、10月1日及び3月31日現在で実施しました。）
評定結果の活用	評定の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「定期健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成24年度の実施状況は、次のとおりです。

(7) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（病院局、教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
定期健康診断（35歳以上）	県	3,707	3,660	98.7
定期健康診断（35歳未満）	県	1,421	1,385	97.5
新規採用職員健康診断	県	287	287	100.0
特別健康診断	県	2,511	4,671	93.0
婦人科健康診断（子宮がん）	県	509	444	87.2
婦人科健康診断（乳がん）	県	270	247	91.5
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,530	1,522	99.5
VDT作業従事職員健康診断	県	6,736	6,365	94.5

(注) 特別健康診断の受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	627	555	88.5
特別健康診断	病院局	749	726	96.9
成人病予防健康診断（35歳以上）	病院局	423	405	95.7
成人病予防健康診断（35歳未満）	病院局	204	187	91.7
新規採用職員健康診断	病院局	15	15	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	病院局	178	165	92.7
婦人科健康診断（乳がん）	病院局	97	84	86.6
人間ドック健康診断	県 共済組合	218	214	98.2
VDT作業特定従事職員健康診断	病院局	369	295	79.9

(注) 特別健康診断の受診者数は、延べ人数です。

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県(教)	83	83	100.0
教職員定期健康診断	県(教)	6,886	6,856	99.6
教職員結核健康診断	県(教)	6,886	6,566	95.4
VDT作業従事教職員健康診断	県(教)	4,836	4,366	90.3
教職員人間ドック(脳ドックを含む。)	共済組合 県(教) 市町村 互助会	6,099	5,270	86.4
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県(教)	5,637	3,782	67.1
警戒区域で業務に従事した職員の健康診断	県(教)	189	189	100.0

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
生活習慣病検診	県(警) 共済組合	3,930	3,893	99.1
雇入時健康診断	県(警)	203	203	100.0
特別健康診断	県(警)	61	57	93.4
婦人科検診	県(警)	204	155	75.9

(イ) その他の事業の概要(主なもの)

a 知事部局等(教育委員会及び警察本部を除く。)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	169
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	587
30歳時健康教育事業	心と体の健康づくり	県	128
メンタルヘルスサポート研修	心の健康づくり	県	283
メンタルヘルス(職場復帰・再発防止支援)研修会	心の健康づくり	県	137
特定健康診査・ 特定保健指導事業	特定健康診査	共済組合	※4,993
	特定保健指導		※378

※被扶養者を含む。

b 教育委員会

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県（教）	357
メンタルヘルスセミナー	教職員のこころの健康づくり	共済組合	155
ふくしま教職員こころのケア事業	カウンセリングの利用やこころのケアのための講師派遣	共済組合	338
被災組合員等対策事業	ストレスチェックシート付きメンタルヘルスハンドブックの配布	共済組合	20,000

c 警察本部

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康管理指導	健康管理の集団指導	県（警）	1,841
保健指導	心身の健康に関する個別指導	県（警）	399
ライフプラン研修会	生きがい、家庭経済、健康管理	県（警）	444

(2) 公務災害等の状況

区分	平成23年度末未認定件数	平成24年度中申請件数	平成24年度中認定状況				平成24年度末未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	4	201	199	3	0	202	3
通勤災害	1	24	25	0	0	25	0
合計	5	225	224	3	0	227	3

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成24年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成24年度）」3及び4のとおりです。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成24年度の状況は、以下のとおりです。

機 関 名	通報件数	(うち受理件数)	(うち不受理件数)
知事部局	3	1	2
企業局	0	0	0
病院局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
警察本部	0	0	0
その他委員会等	0	0	0

(2) 職員に対する働き掛けに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務並びに採用その他人事に関する事務に関する働き掛けを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成24年度の状況)

働き掛けを受けた案件 なし

II 福島県人事委員会の業務報告（平成24年度）

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

区	分	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大	学 卒 程 度	H24. 5. 1	H24. 5. 1～5. 18	H24. 6. 24	H24. 7. 20～7. 25	H24. 8. 10
資	格 免 許 職	H24. 5. 1	H24. 7. 30～8. 17	H24. 9. 23	H24. 10. 22～10. 23	H24. 11. 9
高	校 卒 程 度	H24. 5. 1	H24. 7. 30～8. 17	H24. 9. 23	H24. 10. 22～10. 23	H24. 11. 9
民	間企業等職務経験者	H24. 5. 1	H24. 5. 1～5. 18	H24. 6. 24	H24. 8. 20～8. 22	H24. 9. 14
警 常 試 察 官 別 募 集	通 警察官 A (男性)	H24. 5. 1	H24. 5. 1～6. 1	H24. 7. 8	H24. 8. 20～8. 23	H24. 9. 28
	警察官 A (女性)					
	試 警察官 B (男性)	H24. 5. 1	H24. 7. 13～8. 10	H24. 9. 16	H24. 10. 29～11. 1	H24. 12. 7
	警察官 B (女性)					
	特 警察官 A (男性)	H24. 3. 21	H24. 3. 21～4. 13	H24. 5. 13	H24. 6. 26～6. 29	H24. 8. 10
	警察官 A (女性)					
	募 警察官 B (男性)	—	—	—	—	—
	集 警察官 B (女性)	—	—	—	—	—
市	町 村 立 学 校 栄 養 職 員	H24. 5. 1	H24. 7. 30～8. 17	H24. 9. 23	H24. 10. 22～10. 23	H24. 11. 9
市	町 村 立 学 校 事 務 職 員	H24. 5. 1	H24. 7. 30～8. 17	H24. 9. 23	H24. 10. 22～10. 23	H24. 11. 9

イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

事項		採用予定者数	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 (b/a)	第1次 合格者数	最終 合格者数 (c)	競争倍率 (b/c)	
大 学 卒 程 度	行政事務	171	1,607(488)	1,096(357)	68.2(73.2)	273(78)	198(63)	5.5	
	警察事務	5	32(14)	26(11)	81.3(78.6)	14(6)	3(2)	8.7	
	農業	17	80(26)	57(21)	71.3(80.8)	35(10)	21(5)	2.7	
	農業土木	15	39(7)	23(4)	59.0(57.1)	19(3)	15(2)	1.5	
	林業	15	44(18)	31(13)	70.5(72.2)	27(11)	18(10)	1.7	
	土木	42	83(7)	48(4)	57.8(57.1)	33(2)	27(2)	1.8	
	建築	10	31(10)	26(10)	83.9(100)	22(9)	10(3)	2.6	
	化学	10	90(18)	59(11)	65.6(61.1)	22(3)	12(1)	4.9	
	農芸化学	3	14(10)	7(4)	50.0(40.0)	7(4)	3(2)	2.3	
	薬学	3	7(3)	6(3)	85.7(100)	6(3)	3(2)	2.0	
	畜産	3	8(5)	5(2)	62.5(40.0)	5(2)	3(1)	1.7	
	水産		()	()	()	()	()		
	機械		()	()	()	()	()		
	心理判定員	1	18(11)	12(8)	66.7(72.7)	4(2)	1(0)	12.0	
	小計	295	2,053(617)	1,396(448)	68.0(72.6)	467(133)	314(93)	4.4	
民間 職務 経験者	行政事務	10	387(93)	301(73)	77.8(78.5)	44(12)	7(3)	43.0	
	土木	4	61(2)	48(2)	78.7(100)	29(2)	9(0)	5.3	
	小計	14	448(95)	349(75)	77.9(78.9)	73(14)	16(3)	21.8	
資格 免許 職	司書	4	78(66)	60(50)	76.9(75.8)	15(10)	4(4)	15.0	
	栄養士	1	16(16)	12(12)	75.0(75.0)	5(5)	1(1)	12.0	
	小計	5	94(82)	72(62)	76.6(75.6)	20(15)	5(5)	14.4	
高 校 卒 程 度	行政事務	30	214(111)	150(83)	70.1(74.8)	65(33)	30(20)	5.0	
	警察事務	4	29(18)	27(16)	93.1(88.9)	15(8)	9(5)	3.0	
	農業土木		()	()	()	()	()		
	林業		()	()	()	()	()		
	土木	4	9(4)	6(1)	66.7(25.0)	4(1)	4(1)	1.5	
	小計	38	252(133)	183(100)	72.6(75.2)	84(42)	43(26)	4.3	
警 察 官	通 常 試 験	警察官A(男性)	65	502	407	81.1	257	82	5.0
		警察官A(女性)	8	91(91)	69(69)	75.8(75.8)	37(37)	11(11)	6.3
		警察官B(男性)	73	427	376	88.1	295	79	4.8
		警察官B(女性)	8	88(88)	79(79)	89.8(89.8)	37(37)	8(8)	9.9
		小計	154	1,108(179)	931(148)	84.0(82.7)	626(74)	180(19)	5.3
	特 別 募 集	警察官A(男性)	44	318	274	86.2	199	46	6.0
		警察官A(女性)	4	28(28)	21(21)	75.0(75.0)	18(18)	5(5)	4.2
		警察官B(男性)							
		警察官B(女性)		()	()	()	()	()	
		小計	48	346(28)	295(21)	85.3(75.0)	217(18)	51(5)	5.8
市町村立学校栄養職員		2	33(30)	28(25)	84.8(83.3)	7(6)	3(3)	9.3	
市町村立学校事務職員		7	51(35)	45(32)	88.2(91.4)	22(16)	8(5)	5.6	
合計		563	4,385(1,199)	3,299(911)	75.2(76.0)	1,516(318)	620(159)	5.3	

注) 表中の()内の数字は、女性の内数。

(2) 採用選考・昇任選考の実施状況

(単位：人)

給料表	採用・昇任の別 任命権者	採 用				昇 任					
		知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
行政職	相当職										
	部長相当職	1				1	9	1		10	
	部次長相当職	2	1			3	21			21	
	課長相当職	6	10	1		17	62	30	2	3	97
	副課長相当職	3	2			5	173	3	8		184
	主査相当職	5	4			9	111	15	4	6	136
	上級係員	3				3					
	係員	18	3			21					
計	38	20	1		59	376	49	14	9	448	
公安職	警視(部長)								13	13	
	警視(課長)			6		6			26	26	
	警部			4		4			49	49	
	警部補			15		15			44	44	
	巡査部長			57		57			16	16	
	巡査			81		81					
計			163		163			148		148	
研究職	研究所長相当職						5		1	6	
	研究部長相当職						4	2	1	7	
	研究主任相当職						4	1	1	6	
	上級研究員										
	研究員	1		1		2					
計	1		1		2	13	3	3		19	
医療職(一)	病院長相当職										
	診療部長相当職				2	2	2			1	3
	医長相当職	2				2	2			2	
	医員	3			3	6					
計	5			5	10	4			1	5	
医療職(二)	医療所長相当職						3			3	
	医療部長相当職						8			2	10
	医療主任相当職	1				1	4			3	7
	上級医療係員										
	医療係員	5			1	6				5	20
計	6			1	7	15			5	20	
医療職(三)	看護部長相当職A									1	1
	看護部長相当職B						4			9	13
	看護師長相当職						5		1	16	22
	上級看護係員	1			2	3					
	看護係員	3			6	9					
	計	4			8	12	9		1	26	36
事務職	副課長相当職							13		13	
	主査相当職							10		10	
	上級係員										
	係員										
計							23		23		
医療職	医療主任相当職							1		1	
	上級医療係員										
	医療係員										
計							1		1		
教育職	主任管理主事										
	管理主事		16			16					
	計		16			16					
合 計		54	36	165	14	269	417	76	166	41	700

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
別紙のとおり

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部容認	一部容認	全部否認		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他		1	1		1					1	0
計		1	1		1					1	0

(2) 完結事案一覧表

事案名	要 求 者	当 局	要 求 内 容	完結年月日	判 定
24(措)1号	公立学校事務職員	公立学校長	事務分掌の変更等	—	取下げ

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 申 立 て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分 限 処 分	降 給										
	降 任										
	休 職										
懲 戒 処 分	分限免職										
	戒 告	110	110		4				1	5	105
	減 給										
懲 戒 免 職	懲戒免職	1	1	2							2
	停 職										
転 任	1		1	1						1	0
そ の 他											
計	112	1	113	1	4				1	6	107

(2) 完結事案一覧表

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
22(不)7	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(戒告)	平成24年6月28日	請求棄却
23(不)1	公立学校教員	県教育委員会	転任処分	平成25年3月8日	却下
58(不)67他3	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(戒告)		取下げ

(3) 再審請求事案の状況

事案名等	請 求 者	処 分 者	裁決の内容	完結年月日	判 定
—	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(減給)	平成24年4月19日	却下

5 人事行政相談の状況
人事行政相談員が、職員から相談を受けた件数 10件

6 その他

(1) 職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名

- 福島県高等学校教職員組合
- 自治労福島県職員労働組合
- 福島県立高等学校教職員組合
- 福島県教職員組合
- 福島県学校事務労働組合

イ 平成24年度変更登録年月日とその内容

- 福島県高等学校教職員組合 平成24年4月26日 (役員及び従たる事務所の所在地の変更)
- 自治労福島県職員労働組合 平成24年4月25日 (役員の変更)
- 福島県立高等学校教職員組合 平成24年5月8日 (役員の変更)
- 福島県教職員組合 平成24年5月2日 (役員の変更)
- 福島県学校事務労働組合 平成24年5月14日 (役員の変更)

(2) 管理職員等の範囲の指定の状況

組織及び職の改廃等により、県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則を改正
平成24年6月8日、平成24年7月6日規則改正

(3) 労働基準監督機関としての職権の行使

ア 対象事業場

区分	労基法別表第1第11号	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	0	140	100	240

イ 解雇予告除外認定

5件

ウ 特定機械等の設置及び検査状況 (平成24年度末現在)

(基数)

検査種類	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン
設置数	75	24	—
性能検査	61	21	—
落成検査	1	0	—
廃止報告	3	0	—

職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成24年10月5日
福島県人事委員会

<本年の報告・勧告のポイント>

- 職員の給与に関する報告・勧告
 - ・月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに改定なし
 - ・昇給・昇格制度の改正（50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制）
 - ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止
 - ② 高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減
- 人事管理の課題に関する報告
高齢期の雇用問題の検討など4項目

I 職員の給与に関する報告・勧告

1 民間給与との比較

本委員会が、本年4月分として支給された職員の給与と民間給与（企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の791の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した165事業所の給与）の調査を実施した結果、職員の給与と民間給与との較差等は次のとおり

(1) 月例給

	職員給与月額 (a)	民間給与月額 (b)	較 差 (b)-(a)
減額措置前	385,924円	386,022円	98円 (0.03%)
減額措置後	381,317円		4,705円 (1.23%)

※ 職員の給与月額は、特例条例により、平成23年4月1日から3年間、管理職員を対象に給料が5%、給料の特別調整額（管理職手当）が10%～20%減額措置（カット）されている

(2) 特別給（ボーナス）

職員の年間支給月数 (a)	民間の年間支給割合 (b)	差 (b)-(a)
3.90月	3.90月	0.00月

※ 民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の割合

2 本年の給与の改定等

(1) 月例給

職員の給与が民間給与を下回ったものの、本年の較差が極めて小さく、給料表等の適切な改定を行うには十分でないこと等を考慮し、改定なし

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

民間の特別給の年間支給割合が、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数と均衡していることから、改定なし

(3) 昇給・昇格制度の改正

本年8月に行われた人事院勧告において、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑えるため、昇給・昇格制度を改正

本県では、制度については、国に準拠することを基本としていることから、国家公務員に対してとられる措置を考慮して改正

- ① 昇給制度については、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止（現行は2号給昇給）等
- ② 昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減

Ⅱ 人事管理の課題に関する報告

1 高齢期の雇用問題の検討

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続が課題となっていることから、高齢期雇用のための具体的な制度設計や環境整備について早急に検討を進める必要

2 人材の確保・育成等への取組

(1) 人材の確保

復興への対応などにより採用予定者数が大幅に増加していることから、効果的な広報活動の展開により、意欲ある受験者の獲得におよ一層努めるとともに、復興の原動力となる人材を確保するための採用試験制度の見直し等への取組

(2) 人材の育成

今後増加する職員に対する研修の充実・強化、職場へ速やかに適応し、業務遂行能力を早期に発揮するためのきめ細やかな指導体制の構築、復興のための人材育成のツールとして「新たな人事評価制度」の活用が推進が必要

3 勤務環境の整備

- 復興事業等を含む公務が円滑に執行されるためには、職員の心身が健康であることが必要
- 恒常的な長時間の勤務は職員の心身への影響も大きいことから、管理職員による業務管理の徹底や業務処理体制の見直しなどが必要
- 職員の健康を保持するためには、管理監督者と職員に対するストレス予防に関する研修、相談体制等の整備や職場復帰・再発予防を支援する体制整備が連携して実施されることが必要
- 心身共に健康で職務に従事するためには、家庭における育児や介護等と仕事の両立を図ることが必要であり、その支援制度の利用しやすい環境作りに努め、職員の健康管理について万全を尽くしていくことも必要

4 公務員倫理の徹底

職員一人一人が改めて、飲酒運転等により県民の信頼を大きく失墜させている事態を重く受け止め、厳正な服務規律のもと業務の適正な執行に努めることを強く自覚するとともに、職員に対して公務員倫理のより一層の徹底を図ることが必要

(参考資料)

○ 最近10年間の較差等の状況

年度 \ 区分	較差額 (円)	較差率 (%)	改定額 (円)	改定率 (%)
平成 24 年度	98	0.03	0	0.00
平成 23 年度	-	-	△897	△0.23
平成 22 年度	△492	△0.13	△492	△0.13
平成 21 年度	△2,108	△0.53	△2,108	△0.53
平成 20 年度	702	0.18	702	0.18
平成 19 年度	1,932	0.49	1,932	0.49
平成 18 年度	△685	△0.17	0	0.00
平成 17 年度	△2,111	△0.53	△1,400	△0.35
平成 16 年度	△586	△0.15	△352	△0.09
平成 15 年度	△4,427	△1.12	△4,310	△1.09

(注) 平成23年度については、本県では、東日本大震災の影響により職種別民間給与実態調査を実施できなかったため較差を算出していないが、人事院勧告に準じて0.23%引き下げるよう勧告した。

○ 最近10年間の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数の状況 (一般職員)

年度 \ 区分	年 間 平 均 支 給 月 数			前年との 増減月数
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	合 計	
平成 24 年度	2.55	1.35	3.90	0.00
平成 23 年度	2.55	1.35	3.90	0.00
平成 22 年度	2.55	1.35	3.90	△0.15
平成 21 年度	2.65	1.40	4.05	△0.38
平成 20 年度	2.93	1.50	4.43	△0.02
平成 19 年度	2.95	1.50	4.45	0.05
平成 18 年度	2.95	1.45	4.40	△0.05
平成 17 年度	3.00	1.45	4.45	0.05
平成 16 年度	3.00	1.40	4.40	0.00
平成 15 年度	3.00	1.40	4.40	△0.25

○ 行政職平均の年収

	勧 告 前	勧 告 後	増 減 額
行政職平均 <43.4歳>	6,179,287円	6,179,287円	0円

給与勧告のしくみ

1 人事委員会の給与勧告制度

公務員は、労働基本権が制約され、民間企業のように労使の交渉によって給与を決めることができません。このため、その代償措置として、地方公務員法に基づき、人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、県職員の給与を社会一般の情勢に適応したものにするため、国及び他の地方公共団体の職員の給与や民間事業所の給与などと均衡させることを基本に行っています。

2 給与勧告の流れ

